

土地開発公社の解散に向けて



公社の解散

公社は、旧水沢市土地開発公社、旧胆沢郡南土地開発公社が平成18年に統合して設立。合併前の旧土地開発公社から100億円の借入金と、帳簿総額109億円の保有土地という債務と資産を引き継ぎました。国では、全国的な土地開発公社の経営悪化を受けて、財政健全化が困難な土地開発公社を第1種、第2種および第3種と区分。当該自治体に対して経営健全化計画を提出させ、その進捗状況を報告させ

市土地開発公社（以下、公社）は、市が代位弁済した債権を放棄したことにより、解散に向けた手続きを開始できることになりました。市は、解散に向けて公社が設置した第三者委員会の「公社経営検証委員会」からの報告を受けて、すでに借り入れを行った起債の償還に全力を挙げて努力していきます。

■問い合わせ／政策企画課企画推進係（内線415）

ることにしました。公社はこのうち、再建が最も困難とされる第1種公社経営健全化団体に指定されたことから、市は、21年12月に公社経営健全化計画を策定しました。

この計画に基づき、保有土地の民間売却および先行取得した公有地の買戻しが計画的に進められてきましたが、公社が金融機関から借り入れしている金額は約92億7千万円（23年度末時点）にのぼり、この経営健全化計画では、抜本的な解決とならないと判断されました。

代位弁済した債権の放棄

公社を解散するためには、債務を解消することが必須なことから、市は債務保証している公社の長期借入金を金融機関に代位弁済しました（表1）。その額と公社から受けた弁済額（土地および現金）

することにしました。公社はこのうち、再建が最も困難とされる第1種公社経営健全化団体に指定されたことから、市は、21年12月に公社経営健全化計画を策定しました。

この計画に基づき、保有土地の民間売却および先行取得した公有地の買戻しが計画的に進められてきましたが、公社が金融機関から借り入れしている金額は約92億7千万円（23年度末時点）にのぼり、この経営健全化計画では、抜本的な解決とならないと判断されました。

具体的な取り組み

公社から移管された土地については、分譲地の販売や事業用地、施設用地とした活用を進め、10年間での完了を目指します。

■表1 弁済額と放棄する金額

区分	金額（単位：円）
債務保証の履行に係る代位弁済額—①	8,660,790,003
求償権行使による公社からの弁済額—②	5,701,286,800
うち土地の時価額	5,548,286,800
うち現金預金額	153,000,000
放棄する権利および金額—③ [①—②]	2,959,503,203

*1…設立・出資団体の財政状況などにより、当該団体の独力では経営の抜本的な健全化の達成が困難であると考えられる公社



公社解散と それに伴う債権放棄

市長の決意

私は、かねてより、
処分や活用の進みな
い多くの土地を保有
し、長期にわたって
債務超過の経営を続いている
「奥州市土地開発公社」の問題
として掲げ市長に就任したと
ころであります。

私も、公社機能を活用して
市政運営にあたった行政、事
業推進してきた公社の意思決
定に携わった全ての方の経営
責任は大いにあると強く認識
しております。特にも、市政
運営と公社経営を継承し、現
職市長と公社理事長として、
これまで十分な対応が果たさ
れてこなかつたことに対し
市民の皆さまに大変申し訳な
く、この場をお借りして、深
くお詫び申上げます。

歴代の市長や公社経営に關係した方々に対し、現時点において、過去に遡つて具体的な行動を起こす考えはありませんが、携わった事業ごとに判断を下した時々を思い返していただき、今後における市政発展に向けた更なるご協力を願いとするところです。

一刻も早く保有土地の販売活用、処分を進め、市民負担の軽減を図るとともに、市発展のため、全身全霊を傾けまい進することにより責務を果たしてまいります。

決意

今後、再びこのような事態を招くことのないよう対策を講じてまいります。とりわけ市へ移管される土地の利活用や処分を進め、市民福祉の向上に寄与とともに、起債償還を進め、市民負担の軽減に全力を挙げて取り組んでまいります。

■表2 宅地分譲地の販売計画

年 度	区画数	予定額（単位：千円）
25 年度	40	263, 200
26 年度	30	197, 400
27 年度	30	197, 400
28 年度	20	131, 600
29 年度	16	105, 280
25～29 年度 小計	136	894, 880
30～34 年度	100	—
35～39 年度	95	—
30～39 年度 小計	195	—
合 計	331	—

指します。土地1筆ごとに処分や活用の方針、期間などの計画を立て、処分完了までの進捗を確実に管理します。

宅地分譲地（331区画）については、すでに具体的な販売計画を定めており、29年度までの5カ年間は、具体的な販売額の目標も定めた計画としています（表2）。これは将来的な市民負担の軽減を目指し、できるだけ早く起債の

償還を行つていくことにして
いるためです。

また、販売計画の進捗管理
については、経済情勢や市民
ニーズなどを的確に把握する
必要があることから、概ね2
年ごとに見直しを行います。

なお、保有地処分の進捗状
況は、広報などを通じ、定期
的に市民の皆さんにお知らせ
していきます。

※2…移管された土地のうち「宅地分譲地」は、住宅ニーズに即した販売計画を策定する必要があることから、方針とは別に販売計画を策定する